六　測定を実施した者の氏名
七　測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
八　測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

4　事業者は、前項各号に掲げる事項を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。

（呼吸用保護具の使用）

**第二十七条**　（略）

2　事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に労働者を従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第六条の三及び第六条の四第二項の規定による測定の結果（第六条の三第二項ただし書に該当する場合には、鉱物等中の遊離けい酸の含有率を含む。）に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

3　（略）

（労働安全衛生規則の一部改正）

**第二条**　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （ずい道等の掘削等作業主任者の職務） | （ずい道等の掘削等作業主任者の職務） |
| **第三百八十三条の三**　事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 | **第三百八十三条の三**　事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること。 | （新設） |
| 三　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 | 二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 |
| 四　要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の使用状況を監視すること。 | 三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。 |

**別表第六**（第七十九条関係）

| 区分 | 受講資格 | 講習科目 |
| --- | --- | --- |
| （略） | | |
| ずい道等の掘削等作業主任者技能講習 | （略） | 学科講習<br>イ　（略）<br>ロ　工事用設備、機械、器具、作業環境の改善方法等に関する知識<br>ハ・ニ　（略） |
| （略） | | |

（呼吸用保護具の使用）

（新設）

**第二十七条**　（略）

2　事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に労働者を従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、当該作業に従事する労働者に電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

3　（略）

（ずい道等の掘削等作業主任者の職務）

**第三百八十三条の三**　事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

（新設）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

**別表第六**（第七十九条関係）

| 区分 | 受講資格 | 講習科目 |
| --- | --- | --- |
| （略） | | |
| ずい道等の掘削等作業主任者技能講習 | （略） | 学科講習<br>イ　（略）<br>ロ　工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識<br>ハ・ニ　（略） |
| （略） | | |

（傍線部分は改正部分）